

## 京丹後市入札監視委員会(平成 23 年度第 2 回) 議事概要

開催日時	平成 24 年 1 月 30 日 (月) 午後 1 時 30 分～午後 4 時 30 分	
開催場所	京都市会場：京都工芸繊維大学 松ヶ崎キャンパス 創造連携センター 2階 プレゼンテーションルーム (京都市左京区松ヶ崎橋上町) 京丹後市会場：京都工芸繊維大学 京丹後キャンパス 地域連携センター セミナー室 (京丹後市網野町網野) ※テレビ会議での開催のため 2 会場となる。	
出席委員氏名 (職業)	委員長 角田 颯治 (京都工芸繊維大学大学院 准教授) 委員 田辺 保雄 (弁護士) 委員 村尾 愼哉 (公認会計士)	
議事概要	1 開会あいさつ (芝野入札契約課長) 2 議事 (1) 抽出工事に関する審議について (2) 入札及び契約手続きの運用状況等について 3 次回抽出委員の選出 田辺委員を選出 (五十音順で持ち回り) 4 閉会あいさつ (芝野入札契約課長)	
審議対象期間	平成 23 年 4 月 1 日 ～ 平成 23 年 9 月 30 日	
抽出案件	総件数 7 件	(備考)
一般競争入札	1 件	対象件数 114 件
公募型指名競争入札	—	
通常指名競争入札	5 件	
随意契約	1 件	
委員からの意見・質問	意見・質問	回答等
とそれに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会意見の内容	委員会としては、具申すべき特段の意見等はない。 ただし、公共発注の基本方針の制定に伴う建設工事の落札率への影響について、検証をされたい。 また、等級区分における有資格業者数についても、適正かどうか、検討をされたい。	

**別紙**

「2 議 事 (1) 抽出工事に関する審議について」関係

1 (仮称)京丹後市立大宮北保育所新築工事(建築主体工事) … 一般競争

意見・質問	回 答 等
<p>○ 落札率について(1) 落札率が高かった原因について、どのように分析するか。</p>	<p>1 つは東日本大震災の影響により部材の需給が逼迫したこと、もう 1 つは京都府産木材認証制度の活用に伴い、集成材の加工工場が限られてしまうということが要因であったと考えています。</p>
<p>○ 集成材について(1) 平成 23 年 5 月から 7 月までにかけての建築工事では、集成材加工が絡んでいる工事であったのか。</p>	<p>今回の工事のみが、集成材を利用した工事です。</p>
<p>○ 集成材について(2) 集成材は、どこで加工したのか。</p>	<p>今回の工事では、京都府の認定を持つ奈良県と三重県の工場で加工しています。</p>
<p>○ 入札参加資格について(1) 代表者要件にある「特定建設業の許可を有する」「市内に本店がある」という両方の条件に該当する業者は、何業者あるのか。</p>	<p>3 者あります。</p>
<p>○ 入札参加資格について(2) 競争できる業者が 3 者しかないのであれば、代表者要件の設定が厳しかったのではないのか。</p>	<p>今回の工事規模では、建築一式工事の A 等級の業者が対象となります。 ただし、構成員については、建築一式工事の B 等級まで参加を拡大させて対応しています。</p>
<p>○ 入札参加資格について(3) 特定建設業の許可がないとできない性質の工事だったのか。</p>	<p>A 等級の業者は、特定建設業の許可を有することが格付けの要件の 1 つとなっていますので、元々、A 等級の要件にかかわる話ということになります。</p>
<p>○ A 等級について A 等級の業者だからといって、特定建設業の許可を有しているとは限らないのか。</p>	<p>確かに、A 等級では、特定建設業の許可を有することが要件の 1 つとなっています。しかし、年度途中で特定建設業から一般建設業に許可が変わることがありますが、その場合は、当該年度中は A 等級から外さないという運用をしています。</p>

<p>○ 入札参加資格について (4)</p> <p>この規模の工事では、市内に本店を有することが要件の 1 つになるのか。</p>	<p>市内に本店を有する業者を最優先するという、本市の公共発注の基本方針に基づくものです。</p>
<p>○ 公共発注の基本方針について(1)</p> <p>どこが定めた方針なのか。</p>	<p>京丹後市産業・雇用総合支援推進本部でまとめたものを、市長が決定した方針です。</p>
<p>○ 契約方法について</p> <p>市内に本店を有するという要件により、対象業者が 3 者しかないのであれば、見積合わせで随意契約を行っても結果は変わらないのではないか。</p>	<p>行ったことはありませんので、どのような結果になるのかは、わかりません。</p>
<p>○ 特定建設工事共同企業体(JV)について</p> <p>構成員の選定は、代表者が自由に選定をしていくのか。</p>	<p>JVの結成は、業者の自主結成ということになっていますので、代表者になり得る者が声掛けをしていくこととなります。</p>
<p>○ 落札率について (2)</p> <p>参加業者数が少ないことが結果として、競争入札の形にはなっていたとしても、実際、落札率が高止まりすることに繋がるのではないか。</p>	<p>建築一式工事は、その性格上、専門工事が多く、また下請対象となる工種も多いことから、落札率が高くなる傾向にあると考えています。今回、それでもなお、高くなった理由は、やはり東日本大震災による資材不足等の影響が出たのではないかと考えています。</p>
<p>○ 昨年との比較について</p> <p>昨年の同時期との落札率等の比較は、行ったのか。</p>	<p>同時期ではありませんが、本市の平成 22 年度の建築一式工事の落札率は 88.8%でした。その結果から、今回の工事では昨年度と比べて、落札率が約 10%高いという状況になっています。</p>
<p>○ 公共発注の基本方針について(2)</p> <p>(要望)</p> <p>公共発注の基本方針を定めた前後の建築一式工事のA等級の落札率等について、比較を行い、この方針についての検証をしていただきたい。</p>	

2 京丹後市立佐濃小学校屋外設備工事（電気設備工事） …… 通常指名競争

意見・質問	回答等
<p>○ 落札率について (1) 落札率が高かった原因について、どのように分析するか。</p>	<p>工事費の中で大きなウェイトを占めている電線類の材料の価格が、東日本大震災の影響で高騰しているということを聞いたことがあります。その影響で、材料の費用がかさみ、結果として落札率が高くなったと考えています。</p>
<p>○ 設計・積算について (1) この工事の設計を行ったのは、時期的にはいつか。</p>	<p>設計がまとまったのは3月で、ちょうど東日本大震災の前後でした。</p>
<p>○ 設計・積算について (2) 入札は7月に実施しているのですが、それまでの間に、部材など、市況に合わせて予定価格を変更することは、手続き上、難しいのか。</p>	<p>状況が不確定な部分があり、また契約後も、資材高騰については、物価スライド条項により対応ができるため、今回の工事については、当初積算した設計価格・予定価格は、変更しませんでした。</p>
<p>○ 積算資料について (1) 積算の根拠となる資料は、どのぐらいの頻度で改定されているのか。</p>	<p>建設物価は毎月、コスト情報や施工単価については年4回、改定されます。</p>
<p>○ 積算資料について (2) 現在は、震災の影響を織り込んで積算しているのか。</p>	<p>物価本関係については、震災の影響も考慮した金額で調査していると思いますので、積算には、その物価本の最新の単価を採用しています。</p>
<p>○ 類似の工事について 工事規模や内容に関して、今までに類似工事はあったのか。</p>	<p>今回のような、仮設校舎に付随する電気設備工事を別で発注したケースは、なかったと思います。</p>
<p>○ 落札率について (2) 落札率が98.4%と高いが、この数値をどのように考えるか。</p>	<p>平成21年度から平成23年度9月までの電気工事B等級の工事ですが、14件あり、平均落札率は94.23%で、その中で一番高い落札率は99.8%でした。この結果に基づくと、電気工事B等級は、他の工事、等級と比べ落札率が高いのではないかと思います。</p> <p>なお、今回の工事の落札業者に意見を聴きましたが、事務所近くの現場であり、応札意欲も高く、金額も頑張ったとのことでした。</p>

<p>○ 電気工事A等級との比較について 資材高騰と言われている同時期で、A等級の電気工事は、落札率が90%を割り込んでいる工事がいくつか見受けられるが。</p>	<p>今回の工事は、学校施設を生徒が利用しながら行っていますので、空き家の建物で行う工事に比べ、割高になったのではないかと考えています。</p>
---	--

### 3 久美浜地区浄化槽設置工事その2・・・通常指名競争

※ 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あったため、抽選（同価入札によるくじ引き）により落札業者を決定した案件。

意見・質問	回答等
<p>○ 抽選について 同種工事で抽選が多いことについて、どう分析するか。</p>	<p>本市では契約締結後、工事に係る設計書を公開していますので、その設計書を基に積算をすれば、設計金額に近い金額を見積もることも可能となります。したがって、受注するためには、最低制限価格近辺での応札の必要があるため、指名業者数が多いと必然的に同額も多くなるということだと思っています。なお、浄化槽工事は難しい工事ではないので、積算も比較的容易だと思います。</p>
<p>○ 入札辞退について 積算の比較的容易な工事の割に、辞退されている業者があるが、どういう理由で辞退されているのか。</p>	<p>推測ですが、それぞれの手持ちの工事の状況などが理由ではないかと思えます。</p>
<p>○ 対象工種の業者数について 対象となるC等級の業者数は、何者あるのか。</p>	<p>浄化槽工事は管工事になりますが、管工事のC等級の業者数は39者です。このうち、浄化槽工事については、京都府の浄化槽工事の届出業者から選定しますので、その業者数は29者となります。なお、入札は、29者の中から入札参加数が少ない10者を選定しています。</p>
<p>○ 最低制限価格の公表について 最低制限価格を公表している自治体もあるが、本市では公表をすることを検討しないのか。</p>	<p>検討はしていません。国も事前公表には不賛成で、最近京都府でも予定価格の事前公表を一部事後公表に変えています。全国的にも国の意向を踏まえ事前公表を事後公表に変える自治体が増えてきています。</p>
<p>○ 指名業者数について(1) 入札の指名業者を10者に限定する主な理由は。</p>	<p>内規で定めています。</p>

○ 指名業者数について (2) どのような観点から、指名業者数は 10 者程度としているのか。	競争性の確保や入札契約事務の煩雑化の防止、また業者側からの意見も踏まえ、内規として定めています。
○ 指名業者数について (3) 同様の工事の場合、近隣の自治体も同じような業者数に絞られているのか。	京都府内の自治体の状況は、その程度が多いようです。
○ 契約方法について 落札金額と最低制限価格が非常に近い現状では、公平性があり、かつ金額が抑えられる最適な契約方法は、入札であるのか、又は随意契約であるのか。	随意契約についての検討は行っていません。地方自治法施行令に随意契約の規定があり、該当すれば随意契約も可能であると思いますが、この種の工事では該当せず、現時点では入札で行うことが最適だと考えています。

4 平成 23 年度 林道整備事業 丹後縦貫林道（大鼓山線）道路修繕工事 … 通常指名競争

※ 最低制限価格を設定しなかった案件。

意見・質問	回答等
○ 最低制限価格について 最低制限価格を設けていない理由は。	設計金額が 1 千万円未満であり、かつ単一工種で構成されている工事については、本市の内規により最低制限価格を設定しないということになっています。
○ 積算の内訳金額について 設計金額の内訳では、人件費が大きく占めるのか、又は材料費が大きく占めるのか。	建設物価の一般的な単価で積算していますが、その単価は労務と材料が含まれた単価となっていますので、どちらが大きく占めるのかまではわかりません。
○ 工事内容について この工事は、何人ぐらいの方がどのくらい時間を掛けて作業しているのか。	現場では、交通整理員を含め 6 人から 10 人ぐらいの方が、1 週間程度掛けて作業されていました。
○ 落札率について (1) 全者予定価格を下回っており、建設物価の単価と実勢価格との開きが大きいことがわかるが、類似の区画線工事でも同様の結果となっているのか。	年々、落札率が下がる傾向にあります。ちなみに、平成 21 年 2 月の入札案件では、落札率は 45.5%、平成 22 年 8 月の入札案件では、落札率は 36.4%でした。

○ 落札率について (2) 落札率が下落傾向にある原因については、どのように分析するか。	原材料の大量ストックが可能であること、また人件費などを業者の努力で下げて応札しているのではないかと思います。
○ 指名業者の選定について (1) 選定理由の精通業者というのは、どういうものか。	同様の内容の区画線工事の実績を持った業者です。
○ 精通業者について (1) 本市では、塗装の入札参加有資格者のうち、精通業者は 10 者程度しかないのか。	本市は、京都府内の業者の中から指名業者を選定しますので、府内業者で区画線工事の実績がある業者は、9 者ということです。
○ 精通業者について (2) 市内には精通業者は、何者あるのか。	2 者あります。
○ 指名業者の選定について (2) 指名業者の選定を市内業者に絞り、2 者で競争するということは考えないのか。	この 2 者については、市内に、本店ではなく営業所がある業者になりますので、市外業者と同等の扱いとしています。
○ 完成検査について これだけ低価格だと品質の確保が心配になるが、どのようにして確認をしているのか。	現地でテストピースを採取して、厚みや反射量、ビーズの添加等の確認を行っています。
○ 市内に営業所のある業者について 市内に営業所を置く業者とそうでない業者との違いは何か。	市内に営業所を置く業者は、本社は市外にありますので、確かに営業所があるということで一定の税金等は見込めますが、市民を優先的に雇用しているかどうかわからないということで、そこに違いがあると思っています。

5 平成 23 年度京丹後市丹後庁舎自家発電機改修工事 …… 通常指名競争

※ 再度の入札に付したが落札者がいないため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定に基づき随意契約を行った案件。

意見・質問	回答等
○ 積算について (1) 発電機の見積りは取ったのか。	この種の中堅業者 3 社から見積りを取っています。

<p>○ 積算について (2)</p> <p>設計金額と応札金額の差が大きいが、当初の設計金額自体が低かったのではないかと。</p>	<p>入札が東日本大震災の3カ月後ということで、部材の値上がり、品不足などで積算価格の読みができにく時期だったということを設計業者から聞いており、このことが応札金額に反映したのではないかと考えています。</p>
<p>○ 不落随契について</p> <p>1回目、2回目と入札が不調になったのだから、市況も考慮すると時期を再検討するという選択肢もあったのではないかとと思うが。</p>	<p>非常用の発電機ということもあり、早く改修しないと非常時に影響が出る恐れがありましたので、工期の問題から不落随契を行いました。</p>

6 平成23年度豊栄山村広場照明灯改修工事・・・通常指名競争

※ 最低制限価格を設定しなかった案件。

意見・質問	回答等
<p>○ 入札結果について</p> <p>1回目の入札が不落になった原因をどのように分析しているか。</p>	<p>工事費全体の66%を機器費が占めていますが、その機器類が入りにくい状況で、業者が高めの見積りをしていただいているのではないかと考えています。</p>
<p>○ 設計・積算について (1)</p> <p>設計した時期はいつ頃か。</p>	<p>7月です。</p>
<p>○ 設計・積算について (2)</p> <p>設計した時点で、機器類の見積りは取っていたのか。</p>	<p>設計業者が見積りを取っていました。</p>
<p>○ 設計・積算について (3)</p> <p>再度機器類の価格は、7月から再度上がったのか。</p>	<p>7月からさらに価格が上がったということはないと思います。</p>
<p>○ 設計・積算について (4)</p> <p>設計は、外部委託なのか。</p>	<p>そうです。</p>
<p>○ 設計・積算について (5)</p> <p>設計業者は、設計時に実勢価格をきちんと把握していたのか。</p>	<p>把握していたと思います。</p>
<p>○ 設計・積算について (6)</p> <p>実勢価格を把握していた割には、設計金額と応札金額に開きがあるのではないかと。</p>	<p>機器については、メーカーのカタログを参考に設計業者が査定をしました。</p>



<p>○ 設計・積算について (7)</p> <p>予定価格と比べても1回目の入札金額は、全者高い金額になっているが、当初の積算がかなり安く想定されていたのではないか。</p>	<p>電気工事のB等級は、統計的にも落札率が高い傾向にありますし、この時点においても、震災の影響も少なからずあったのではないかとと思います。</p>
<p>○ 電気工事の落札率について</p> <p>電気工事の落札率が高いということについては。</p>	<p>本市だけではなく、他の自治体の傾向でもありますが、機器費が大半を占めており、非常に見積りにくいものが多い工事については、落札率が高くなる傾向にあるのではないかとと思います。</p>
<p>○ 積算について</p> <p>1回目の入札で全者が予定価格を超えていた場合、積算に誤りがないかなどの確認を行うのか。</p>	<p>1回目の入札で、全者が予定価格を大幅に超えた応札をした場合は、設計書の点検を行うようにしています。今回の工事でも確認を行いました。設計内容についての問題はありませんでした。</p>

7 平成 23 年度 京丹後市情報通信基盤施設整備事業加入者系伝送路等工事その 2

… 随意契約

※ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（その性質又は目的が競争入札に適さないとき）の規定に基づき随意契約を行った案件。

意見・質問	回答等
<p>○ 設計・積算について</p> <p>この工事の設計は、どこが行ったものか。</p>	<p>既に行った条件付一般競争入札の工事と、ほぼ同様の工事になりますので、そのときの数量、単価を基に本市で設計を行いました。</p>
<p>○ 積算根拠について (1)</p> <p>先ほどの条件付一般競争入札の工事は、いつ頃の工事か。</p>	<p>平成 21 年、22 年にわたっての工事です。</p>
<p>○ 積算根拠について (2)</p> <p>積算根拠の単価がさほど変化がないという前提で計算されたのか。</p>	<p>そういうことです。</p>
<p>○ 積算根拠について (3)</p> <p>積算根拠の単価がさほど変化がないという根拠は何か。</p>	<p>例えば光ファイバーの材料など、数業者から見積りを徴取し、単価に差がないということを確認しています。</p>

○ 積算根拠について (4) 積算根拠の単価は、同様の工事を行うすべての業者が競争できるように、合理性も確保されているのか。	すべての業者で施工可能な見積単価を根拠としていますので、単価の合理性は確保されています。
○ 伝送路等工事について (1) 今回の工事はその 2 であるが、その 1 の工事はいつぐらいの工事なのか。	その 1 の工事は、平成 23 年 4 月に行っています。
○ 伝送路等工事について (2) 伝送路等工事その 1 の契約方法は。	随意契約で行いました。
○ 伝送路等工事について (3) 伝送路等工事その 1 と今回のその 2 の工事は、同じ内容の工事なのか。	伝送路等工事その 1 と今回のその 2 の工事は、加入者系の引込工事ということで、内容的には同じものです。既にサービスを開始していますので、申込みから利用開始までの期間を考慮し、その都度の発注としました。
○ 伝送路等工事について (4) 今後も、その 3、その 4 と申込者に応じて工事は行われるのか。	そういうことになりましたが、追加での申込件数が少なくなってきていますので、平成 23 年度で初期的な工事は収束していくということになります。

「2 議 事 (2) 入札及び契約手続きの運用状況等について」関係

1 指名停止等の運用状況の報告

※ 仕様書基準を満たさないごみ袋の納入があったため、過失による粗雑工事等を適用し、指名停止 (1 カ月間) とした案件。

意見・質問	回 答 等
○ 指名停止の原因について (1) 仕様書基準を満たさないとは、どういうことか。	打合せ段階でのごみ袋の強度資料は、仕様書基準を満たしていましたが、実際、納品されたごみ袋を使用した市民から破れやすいという苦情があったので、ごみ袋の強度を検査したところ、仕様書基準の強度を満たしていなかったことが判明しました。
○ 指名停止の原因について (2) 仕様書基準を満たしていなかったことは、過失に当たるのか。	受注者は、納品段階で強度検査を実施していなかったため、過失ということになります。

<p>○ 処分の決定について 指名停止に該当するかというは、どのようにして決定されるのか。</p>	<p>本市の指名選考委員会で処分の妥当性や指名停止の条項に抵触するかをチェックし、その結果を基に、最終的に市長が決定します。</p>
<p>○ 指名選考委員会について 指名選考委員会の構成はどのようなになっているのか。</p>	<p>副市長と 4 人の部長の計 5 人で構成されています。</p>

2 談合情報対応状況の報告

意見・質問	回答等
<p>今回はありません。</p>	